## 第24期東京都自然環境保全審議会 第2回鳥獣部会 速 記 録

令和3年6月24日(木)WEBによるオンライン会議

○千田計画課長 定刻になりましたので、第2回鳥獣部会を始めさせていただきたいと思います。

本日はお忙しい中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

私は東京都環境局自然環境部計画課長の千田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、本日の鳥獣部会の位置づけについて少しお話をさせていただきます。

現行の第24期鳥獣部会の任期が6月末となっており、現行体制で御議論いただく最終回となるかと存じます。このため本日の御審議におきまして議論が尽くされない場合には、引き続き次期鳥獣部会において御審議いただくこととなります。

それでは本日の審議を始めてまいりたいと思います。

本日はウェブでの開催となりますので、注意事項を申し上げます。

都庁の通信環境の状況によりましては映像や音声が途切れる場合がありますので、あらか じめ御了承いただければと存じます。今回はMicrosoftのTeamsというソフトを使用いたしま す。何か不具合がございましたら、Teamsのチャット機能で御連絡いただきますか、事前にお 知らせしております連絡先に電話またはメールで御連絡をお願い申し上げます。

続いて、会議中のお願いでございますが、会議中は常にミュートの状態としていただき、御発言になる場合はTeamsの「手を挙げる」という機能を使用していただければと存じます。事務局のほうで手が挙がっているのを確認いたしまして、司会の部会長にお伝えいたします。部会長が指名いたしましたら、ミュートを解除して御発言いただきますようお願いいたします。なお、チャットを利用して御発言いただくことは御遠慮願います。チャットは通信等に不具合が発生した場合など、事務局との連絡用に限らせていただきます。またカメラにつきましては、こちらからの指示がなければ常に映っている状態にしていただきますよう御協力をお願いいたします。

|続きまして、本日御出席いただいております委員を御紹介させていただきます。

まず、山﨑晃司部会長でございます。本日は司会進行のため来庁していただいております。 一言お願いいたします。

- ○山﨑晃司部会長 部会長の山﨑です。今日はよろしくお願いいたします。
- ○千田計画課長 ありがとうございます。

続きまして、ウェブで御参加いただいております委員の皆様を御紹介させていただきます。 名前をお呼びいたしましたら、ミュートを解除してお返事いただきますようお願いいたしま す。

まず、髙橋委員、お願いいたします。

- ○髙橋委員 髙橋です。よろしくお願いします。
- ○千田計画課長 よろしくお願いいたします。続きまして、葉山委員、お願いいたします。
- ○葉山委員 葉山です。よろしくお願いします。
- ○千田計画課長 続きまして、相原委員、お願いいたします。
- ○相原委員 相原です。よろしくお願いします。
- ○千田計画課長 続きまして、石井委員、お願いいたします。
- ○石井委員 石井です。よろしくお願いします。
- ○千田計画課長 続きまして、宮下委員、お願いいたします。
- ○宮下委員 御無沙汰しております。宮下です。よろしくお願いします。
- ○千田計画課長 ありがとうございます。 山﨑靖代委員は大丈夫でございますか。山﨑靖代委員、いかがでございますか。つながりましたですか。
- ○山﨑靖代委員 大丈夫です。山﨑です。よろしくお願いします。
- ○千田計画課長 ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。 すみません、どなたかミュートにしていただければと存じますが、ありがとうございます。 続きまして、事務局側の幹部職員を御紹介いたします。

まず、環境局自然環境部長の和田でございます。

- ○和田自然環境部長 和田と申します。4月1日から自然環境部長に就任いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。
- ○千田計画課長 続きまして、森林再生担当課長、佐藤でございます。
- ○佐藤森林再生担当課長 佐藤です。本日はどうぞよろしくお願いします。この後、御説明させていただきます。
- ○千田計画課長 続きまして、多摩環境事務所所長の近藤でございます。
- ○近藤多摩環境事務所所長 近藤でございます。よろしくお願いいたします。
- ○千田計画課長 続きまして、同じく多摩環境事務所の自然環境課長、ウエナカでございます。
- ○上中多摩環境事務所自然環境課長 上中です。よろしくお願いします。

○千田計画課長 続きまして、鳥獣部会の定足数について御報告いたします。

本日は委員7名中7名全ての委員の皆様に御出席いただいております。東京都自然環境保 全審議会規則第5条第1項により、会議は成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、山﨑部会長、部会の開会をお願いいたします。

〇山﨑晃司部会長 それでは、「第24期東京都自然環境保全審議会第2回鳥獣部会」を開催 したいと思います。

本日は傍聴人がいないということですので、本日の議事についてまず御説明いたします。

本日の審議案件ですけれども、1 つ目が諮問第468号第13次東京都鳥獣保護管理事業計画の 策定について、2 つ目が諮問第469号第二種特定鳥獣管理計画(第 6 期東京都第二種シカ管理 計画)の策定についての 2 件となります。まず初めに、第13次東京都鳥獣保護管理事業計画 の策定についてを審議いたしまして、その後に第二種特定鳥獣管理計画の策定についてを審 議するという順番にいたします。

それでは、事務局から本日の資料の確認をお願いいたします。

○佐藤森林再生担当課長 佐藤でございます。

それでは、資料の確認について御説明させていただきます。

本日の資料は、事前に委員の皆様には郵送させていただいているところでございます。また傍聴者は今日はいないということなのですけれども、ホームページ上でURLでも御案内済みです。

それでは、資料の確認を改めてさせていただきます。

まず、第13次東京都鳥獣保護管理事業計画の策定についてに関する資料と第二種特定鳥獣管理計画(シカ管理計画)についての資料の2種類ございます。まず資料1としてなのですけれども、13次の鳥獣保護管理事業計画に関する資料1-1はございますでしょうか。資料1-1が13次鳥獣保護管理事業計画の策定の検討事項、そして資料1-2は狩猟鳥獣(ツキノワグマ)について、資料1-3が傷病鳥獣(イノシシ)について、資料1-4がその他(市街地)等となっております。次に、シカ管理計画に関しての資料でございますが、資料2でございます。こちらのほうは後ほど御説明しますが、方向性等に関する資料。最後に、策定までのスケジュールとして資料3今後のスケジュールとなっております。

皆様、全ての資料はおそろいでしょうか。

あとこれに加えまして、補足資料といたしまして、第13次鳥獣保護管理事業計画に関する 資料としましては現行計画第12次鳥獣保護管理事業計画としまして参考資料1-1、参考資料 1-2としまして国のほうの現在、パブコメ中である基本的な指針というものでございます。あ と同じくシカ管理計画に関しましては現行の第5期東京都第二種シカ管理計画を参考資料2としているところでございます。

以上、全ておそろいでしょうか。もしない場合には挙手をお願いいたします。

○山﨑晃司部会長 それでは、委員の皆さん、資料はおそろいということで、早速議題に入 らせていただきたいと思います。

まず、最初に諮問第468号第13次東京都鳥獣保護管理事業計画の策定についての審議になります。先ほど事務局から説明がありましたけれども、現行の部会の体制は本日が最後の審議となるということですので、この先は次期鳥獣部会で引き継いで審議していくことになります。

それでは、まず事務局のほうから第13次東京都鳥獣保護管理事業計画の策定について説明 をお願いいたします。

## ○佐藤森林再生担当課長

それでは、説明させていただきます。

第13次鳥獣保護管理事業計画の策定に当たりまして、東京都の方針について御検討いただきたく説明させていただきます。内容なのですけれども、まず事業計画の策定のための検討 事項について、その後計画事項に関する課題と対応方針、そして最後に方針のまとめという ことで、順に説明してまいります。

それでは、まず検討事項についてなのですけれども、第13次鳥獣保護管理事業計画なのですが、これは本当にもう皆さん御案内のとおりではあるのですけれども、体系としましてはこのようになっておりまして、国の鳥獣保護法に基づいて国で基本指針を定めております。この基本指針に基づきまして各都道府県のほうで地域事情を勘案して決めていくというところでございます。現在、12次の事業計画でございますけれども、今年度末、3月末までとなっておりまして、今回御検討いただく13次事業計画につきましては来年4月からの5年間となっております。国の基本指針につきましては先ほどお話ししたとおり、現在、パブリックコメントを募集している段階でございます。

戻りまして、今回こちらで考えている計画についての主な課題というか、論点でございます。大きく5つと考えております。

1つ目が、鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項といたしまして、次期計画期間中に存続期間満了となる10地区の更新についてでございます。後ほど別紙で御説明しま

す。

2つ目が、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項といたしまして、現在、 狩猟禁止としておりますツキノワグマについて、狩猟禁止の継続の是非について御検討いた だきたいと思います。この内容につきましては後ほど資料1-2で詳しく御説明いたします。

3つ目としまして、特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟具に関する事項 といたしまして、同じく次期計画期間中に存続期間満了となる8地区の更新についてでござ います。

4つ目は、特定計画に関する事項でございまして、第二種シカ管理計画を策定してあると ころですけれども、このことにつきましては後ほど第6期シカ管理計画のほうで詳細に御説 明いたします。

5つ目、その他としまして、イノシシを救護対象から除外することについての検討、そして近年市街地に大型獣類が出没している件数が頻発しているところでありまして、市街地出没対応につきまして盛り込んでいきたいと考えております。ここにつきましては資料1-3、1-4で御説明してまいります。

今の主な論点を第12次計画と今回の第13次計画ということで当てはめたのがこちらの表になります。このような形で12次、13次と対比させているところでございます。

それでは、各課題について順番に御説明してまいりたいと思います。

まず、最初の課題1でございますが、今、表にお示ししている10地区、1番村山山口から始まりまして10番東京港までということなのですが、上4つは特別保護地区となっております。この10地区が次期計画期間中に存続期間満了となるところなのですけれども、御案内のとおり鳥獣保護区存続期間は20年とされておりまして、鳥獣の生息の状況の変化によって指定を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を解除しなければならないと定められております。また12次事業計画におきましても、本計画期間中において指定期間が満了する既指定保護区については、地域の自然的・社会的状況を踏まえまして、期間や区域の変更等も踏まえた検討を行った上で、原則として更新を行うという方針を定めているところです。いずれの対象地区におきましても開発等による生息環境の変化であるとか鳥獣の生息状況の変化は認められないところから、原則10個の地区に関しましては存続期間を20年間延長する方向で考えております。また現時点では新規に追加すべき鳥獣保護区の候補はございません。

次は、資料1-2にありますツキノワグマの狩猟禁止の継続の部分についてでございます。

まず、東京におけるツキノワグマなのですけれども、多摩地域の6市町村に生息しているところです。東京都レッドリストによりますと、南多摩地域で絶滅危惧 II 類、西多摩地域におきましては準絶滅危惧に指定されてございます。一方で、一部の地域で樹木の剥皮被害であるとか人身被害も生じている面もございまして、防除対策を推進するとともに、平成19年に狩猟自粛、そして20年からは現在、狩猟禁止としているところであります。

それでは、東京都における現在のツキノワグマの生息の現状といいますか、現況について 御説明します。

東京都に生息するツキノワグマは、東京都、群馬県、埼玉県、山梨県、そして長野県にまたがる関東山地地域個体群に属しております。この個体群の推定個体数なのですけれども、約600頭から1,800頭の間とされているところでございます。

この関東山地地域個体群なのですけれども、クマ類の個体数水準と捕獲上限割合、管理の 目標の部分におきましては水準3の危急地域個体群に、今、分類されているところでござい ます。ここにおきましては捕獲上限割合なのですけれども、総個体数の8%以下に抑えるよ うに努めることとされております。

次に、都内における分布状況でございます。こちらのメッシュ図なのですが、環境省が実施しました平成30年度の中大型哺乳類分布調査結果をメッシュに落としたものでございます。ここに東京都のほうの一つ一つのプロットなのですけれども、目撃プロットを落としたところです。すみません、若干分かりにくいかもしれませんが、東京都の目撃のプロット的には2012年から2020年までの間、分布域といいますか、プロットが落ちている場所についてそれほど大きな変化は見られないのですが、お話ししました2004年、約17年前に実施した調査と比較しますと、赤いメッシュが今回新たに初めて生息が確認されたところでございます。ですので10年ほどのターム、期間であれば拡大傾向は見られていないのですが、17年前と比較しますと東側への拡大が見られるという図面でございます。

次に、都内における生息数の推定でございます。東京都におきまして2017年度から2020年度までの4か年にわたりましてツキノワグマの生息状況調査を実施しているところです。これまでやってきた中で過去2017年からは3年間カメラトラップ法でやってきたのですが、若干十分な調査ができなかった部分もありまして、2020年度はヘアトラップ法におきまして採取した体毛のDNA分析を実施して、ベイズ法により個体数の推定をしたところでございます。こちらにつきまして結果が出ておりまして、生息密度としましては平均値0.32頭/キロ平方というところです。また生息数につきましては、やはり平均値でいえば161頭でございまして、

これは参考までに近県の生息密度、生息数をお示ししておりますけれども、ほかの関東山地 地域個体群に属する他県と比較しましても、おおむねデータの範囲に入っているのかなと考 えております。

次に、都内における出没と捕獲件数でございます。出没につきましては増減はありますけれども、基本的には増加傾向にあると考えております。捕獲数につきましてはこの2年間非常に多くなってしまっているところです。原因は堅果類の豊凶などもあるのかもしれませんけれども、はっきりしたところは分かりませんが、この2年非常に増えてございます。またこの期間3件の人身被害が発生したというところです。

ツキノワグマについての今後の方針なのですが、まず個体群の維持という側面から御説明いたします。さきに御説明させていただきましたとおり関東山地地域個体群は個体数水準3に分類されているので、捕獲上限割合は総個体数の8%に努めるというところでございます。先ほどの平均値161頭、あるいは下限値の128頭にこれを割り当てますと、捕獲上限数としては11頭から13頭になるのかなというところです。令和元年の有害捕獲は14頭、昨年の有害捕獲は12頭ということで、既に有害鳥獣捕獲で捕獲上限をほぼ上回っているという状況もございます。つきましては第13次の事業計画においても第12次の方針を継続しまして、ツキノワグマの狩猟の禁止を継続して、有害鳥獣捕獲による対応が妥当かなと考えているところです。防除対策の重要性ももちろん認識しておりまして、このような刈り払い等によるバッファーゾーンの創出であるとか、電気柵の設置であるとか、そういったような対策も関係市町村と連携して強化していく方針でございます。当面はこうしたバッファーゾーンの取組みでまずはクマの有害鳥獣捕獲を減らす、そして安定的な生息が確認され、かつ捕獲するにしても狩猟と有害鳥獣捕獲のコントロールが可能になったところで狩猟禁止の解除も検討を進めていきたいと考えているところです。

クマについては以上でございます。

次に、一旦こちらに戻りまして、特定猟具使用禁止区域についてでございます。今、お示ししている8地区は全て島嶼地区でございますけれども、この8地区におきまして次期計画期間中に存続期間が満了となるところでございます。特定猟具使用禁止区域です。東京都におきましては、第12次事業計画におきまして銃猟による事故が頻発しているところであるとか、学校や病院の近傍であるとかいったようなところ、あるいはその他一部猟による事故発生のおそれがある区域を銃猟に伴う危険を予防するための地区に指定する方針でございます。今、お示ししている8地区でございますけれども、地域の状況に変化は特にないということ

で、それぞれの存続期間は10年間延長と考えております。

続きまして、傷病鳥獣の保護のイノシシの考え方について御説明いたします。

まず、東京におけるイノシシの現況でございますけれども、都内における分布状況としまして見ていただきたいのですが、この5キロメッシュ図でございます。環境省が実施しました自然環境保全基礎調査、生息状況調査をベースにしているものです。見ていただくとおりどんどん東のほうに分布域が拡大してきているのが分かるかと思います。

また推定生息数なのですけれども、東京都が平成31年に実施しました生息状況調査によりますと、平成30年に中央値で1,110頭となっております。恒常的に分布が確認されている市町村としては奥多摩町が最も多く、その次に八王子となっていくわけなのですけれども、平成26年以降減少の方向になっていたのですが、平成30年にまた一転増加してございます。イノシンは非常に増減が大きい動物だというふうにも聞いておりますが、ちょっと数字は出ていないのですけれども、市町村の猟友会の方からは、昨年令和2年度は豚熱のせいなのか、ぱったりイノシシを見かけなくなったなという声も聞いているところです。非常に増減の激しい動物だなというところです。

次に、イノシシの捕獲状況について御説明します。こちらはメッシュ図にしてございますが、2.3が狩猟に関する捕獲数、こちらが有害鳥獣捕獲でございます。基本的には八王子市と 青梅市が非常に多くなっていて、特に有害鳥獣におきましては赤い点線で囲ってありますけれども、市街地のほうにも広がりを見せつつあるところです。

次、農作物の被害状況でございます。これは全ての獣類なのですけれども、黄色い部分が イノシシとなっております。イノシシは常に被害の上位を占めていて、令和元年におきまし てもハクビシンに次いでイノシシの被害が出ているということで、令和元年につきましては 約1億円近くの被害が出ているそうです。市町村別に見ますと、八王子と青梅市で被害が大 きいです。

今後の方針なのでございますけれども、イノシシの推定生息数、被害の大きさについては変動に幅がありますけれども、ただ恒常的な被害が出ているところと分布域の拡大については明らかな部分でございます。特に市街地への拡大が特徴的で、次の野生鳥獣の市街地出没とも関連いたしますけれども、これまで遭遇する機会がなかった市街地住民からの通報なども増加することが想定されます。東京都の対応としましては、第13次事業計画におきましてイノシシを傷病鳥獣の救護対象からは除外する。実態といろいろ乖離している部分もございまして、他県の位置づけも踏まえまして除外する方向で考えております。関東圏におきましても、茨城県と栃木県におきまして第12次事業計画で救護対象から外すという形で明記されているところでございます。

最後に、参考までになのですが、イノシシによる生態系への直接的影響なのですが、シカのほうは後ほど御説明しますが、生態系に大きな影響を与えてしまっているのですけれども、イノシシについては直接的な影響は少ないと聞いております。

次に、東京における大型哺乳類の市街地出没への対応についてでございます。一部使用しているグラフなどはこれまでの説明と重複する部分もございますが、御了承をお願いいたします。東京における大型哺乳類の市街地出没についてなのですけれども、ニホンジカやイノシシ、ニホンザル、クマの可能性があると認識しております。

こちらは住居集合地域における大型哺乳類への麻酔銃猟許可件数、捕獲数ということで、 これは全国の数字でございますけれども、こちらの数字を見ていただいても近年許可件数も そうなのですが、全体捕獲数のほうも着実に増えてきているところでございます。

まず、各獣種ごとなのですが、今、見ていただいているのはシカでございます。平成4年度から平成30年度までの生息の範囲を示しているのですが、奥多摩にいたところから毎年といいますか、確実に東側のほうに生息範囲を拡大しているのが分かるかと思います。

こちらは先ほども見ていただきましたけれどもイノシシということで、やはりこちらも東 のほうに拡大しています。

こちらはサルなのですが、サルについてはそれほど明瞭な拡大というような傾向は見られていないところでございます。

またクマについては先ほどの資料で、ここにはお示ししていませんけれども、やはり拡大 という傾向は見られています。

表2.1に過去5年間における東京の区部を含む市街地への出没状況をまとめております。見

ていただきますとおりイノシシが一番多いのですけれども、イノシシ、サル、シカ、そして ツキノワグマというような形で出没を確認されているということです。23区などふだんこう した大型哺乳類と接触することがない市街地におきましては対応方法、連絡体制などがなか なか確立していないので、喫緊の課題となっているところでございます。

東京都における野生鳥獣の市街地出没時の対応方針についてでございます。東京都としま しては、これまでに御説明した大型哺乳類の現状を踏まえまして3つの課題があると考えて おります。

1つ目に、大型哺乳類がふだん出没していないような区市等の自治体におきましては、関係機関・部署との連絡・連携体制の強化が必要であること。

2つ目としまして、捕獲に関する知識の不足や捕獲のための人員体制が整っていないということ。

また3つ目としまして、野生動物の追い払い等の対処方法の知識や資材が不足していると 考えております。

次期第13次事業計画におきましてはそれぞれの課題に関する対応方針を検討しまして実行することを考えております。大型哺乳類の市街地出没時の対応マニュアルといったものも作成までつなげていきたいと考えているところです。対応方針のそれぞれ課題についてなのですけれども、課題1につきましては、潜在的な出没地域の自治体に対応時の連携・連絡体制の強化を促す方針としまして、区市町村に対しまして、都や警察、警視庁、消防などとの役割分担・連絡体制の構築など綿密に確認していただくというところです。

課題2につきましては、市街地出没に対応するための捕獲体制の充足を図るとともに抑制 施策を実行するということで、猟友会や専門業者との連携、広い意味でのとはなりますけれ ども、捕獲従事者の確保としまして狩猟免許試験等の拡充など、そしてICTなどの最新技術の 導入などを想定しております。

最後に、課題3につきましては区市町村ごとに地域住民へ向けた野生鳥獣出没への対応方法に関する広報活動を実施するということで、地域住民に対しまして多様な媒体を通じた対処方法の周知であるとか、実際を想定した備えなどを想定しております。

駆け足で御説明してまいりましたけれども、第13次事業計画の方針のまとめとしまして、まず鳥獣保護区につきましては対象となる10地区について原則として20年間の期間延長をしたいと考えております。狩猟鳥獣ツキノワグマにつきましては第13次において狩猟禁止を引き続き継続し、個体群を維持するとともに、関係市町村との連携の下に防除対策は強化して

まいりたいと考えております。狩猟用具、狩猟禁止区域の更新につきましては、対象となる 8地区について10年間の期間延長と考えております。傷病鳥獣保護の基本的な対応、イノシ シとしましては、イノシシを傷病鳥獣の救護対象から除外すると考えております。また最後 に、大型哺乳類の市街地出没への対応につきましては、連携体制であるとか出没の抑制施策 などなどを実施していく方針と考えております。

この後、今後基本指針に基づきまして素案を作成していく中で、しっかりと国の基本指針を読み込みまして、今日はこの中には載せてございませんけれども、錯誤捕獲であったり、 その他のいろいろなトピックにつきましてもしっかり盛り込んでまいりたいと思います。

まず、鳥獣計画についての御説明は一旦これで終了させていただきます。

○山﨑晃司部会長 御説明ありがとうございました。

ちょうど今、環境省が基本指針のパブコメをやっているところだと思うのですけれども、都としての課題1から5について御説明を頂きました。

早速委員の皆様からの質疑応答に入らせていただきたいと思うのですが、項目が幾つもありましたので、分けて御意見、御質問を頂ければと思うのですが、資料1-1の1から5のうち、4を抜かして御説明いただいたのですけれども、最初に1と3、鳥獣保護区、特別保護地区、休猟区、それから、特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域について皆様方から御意見、御質問を頂ければと思います。お願いいたします。どなたもございませんか。

葉山委員、よろしくお願いいたします。

○葉山委員 まず、1つ教えていただきたいのですけれども、東京都の鳥獣保護区の中で生息地回廊の保護区はございますでしょうか。もしあった場合、今回の改定にはないのですけれども、次の指針の中で大型獣類の市街地出没への対応と生息地回廊の保護区の設置等についての基本的な考え方を整理しておく必要があるのかなと思って質問しました。

以上です。

- ○山﨑晃司部会長 御質問ありがとうございます。それでは、事務局のほうはいかがでしょうか。生息地回廊ですね。
- ○佐藤森林再生担当課長 事務局、佐藤でございます。

まず、東京都におきまして生息地回廊の鳥獣保護区があるのですかというところなのですが、現在、生息地回廊につきましては指定した鳥獣保護区はございません。御意見の、今後鳥獣の市街地出没の整理をしていくのであればというお話でありましたけれども、現時点で生息地回廊の指定区域がない中で、指定が今後必要といいますか、どういう形にしていくか

というのは、議題として頂きますが、基本的には今のところ生息地回廊という指定地域はご ざいません。

- ○山﨑晃司部会長 葉山委員、今の回答でよろしいでしょうか。
- ○葉山委員 結構です。多分鳥獣保護区と野生獣類の市街地出没はこの後関係性が出てくる と思いますので、併せて検討いただければと思います。ありがとうございます。
- ○山﨑晃司部会長 ありがとうございます。

ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。特にございませんか。もしほかの委員の皆さんから御意見がなければ、鳥獣保護区、特別鳥獣保護区、休猟区、それから猟具の使用禁止区域、猟具の使用制限区域については今の事務局の案の方向で進めていくことでよろしいですか。ありがとうございました。

それでは、次に資料1-1の2番目、ツキノワグマの今後の扱い方について委員の皆様から御意見を頂きたいと思います。よろしくお願いいたします。これは私の専門でもあるのですけれども、まず皆さんからぜひ御意見をお願いいたします。

それでは、石井委員、お願いいたします。

○石井委員 ありがとうございます。

クマについて引き続き狩猟禁止措置を継続するというのは、私もそれがいいかなと思います。

関連してなのですが、資料1-2の文章の中で「1.経緯及び背景」というところがありますね。ここの3つ目のパラグラフの最後のところかな、「個体数の減少が危惧されている」とあるのですけれども、ちょっとこれは実態と違うかなと思っていて、先日というか、レッドリストの改定のときも資料がありましたけれども、実際に減少が危惧されているという状況はなくて、分布域も拡大していますので、ここはこのように書かなくて、「絶滅のおそれが増大しないように慎重な保護管理が必要とされている」というような表現のほうがいいのかなと思いました。

以上です。

○山﨑晃司部会長 ありがとうございました。

これに関して事務局のほうはいかがでしょうか。

○佐藤森林再生担当課長 御意見ありがとうございます。すみません、おっしゃるとおりだと思います。そのように事務局のほうでも中身について整理といいますか、その表現で直していきたいと思います。すみません、どうもありがとうございます。

- ○山﨑晃司部会長 石井委員、よろしいでしょうか。
- ○石井委員 結構です。
- ○山﨑晃司部会長 確かに東京都のレッドリストの場合、クマのレッドリスト指定の場合、 定義に従うとそうなってしまうところもありますので、今の石井委員の御提案で私もいいか なと思います。

ほかにツキノワグマの件に関しまして御意見、御質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では私は部会長なのですけれども、私も狩猟禁止を継続ということでいいと思うのですけれども、ぜひ13次では次の事業計画に向けて狩猟をどう考えていくかということを精査していただければと思います。

すみません、石井委員、どうぞよろしくお願いします。

- ○石井委員 すみません、1つ聞き漏らしてしまったのですけれども、例えば東京都の猟友 会あたりから狩猟を認めてほしいというような要望が出ていたりするのでしょうか。それだ けちょっと確認したいと思いました。
- ○山﨑晃司部会長 ありがとうございます。
  では、まず事務局のほうに。
- ○佐藤森林再生担当課長 佐藤でございます。

猟友会自体から狩猟の禁止を解禁してくれというような、少なくとも公式な要望はないです。どちらかというと、奥多摩町であったりとか自治体から、結局やはりこれだけ住民が怖い思いをしているといいますか、そういう中で狩猟禁止のままというのはどうなのだというところでございます。猟友会からはそういった御要望を直接頂いたことはございません。以上です。

○石井委員 ありがとうございます。

やはり有害捕獲みたいなことは的確にこれからきちんとしていく必要があると思うので、 件数も増えてくる可能性も高いと思いますので、そこは都としてきちんと対応するというよ うなところを検討していただければ、住民の側でもそこがちゃんとしていなければ、狩猟を 解禁してもらって猟期の間は自由に捕れるようにしてほしいということにもなると思うので、 その辺りの検討が必要なのかなと思いました。

以上です。

○山﨑晃司部会長 ありがとうございました。

まだほかの委員の方で言い忘れたこととかは大丈夫ですか。

私はさっき途中で話が途切れてしまったのですけれども、ぜひ次期計画の中で次の次の計画に向けて、1つはツキノワグマの個体数推定です。過去2回ベイズで出していますけれども、少し無理くり数を合わせているというような側面もありますので、その辺りを引き続き精査していただいた上で6年後どうするかということを5年間でしっかり議論していただけるような事業計画にしていただければと思います。

あとは関東山地の中の東京のツキノワグマという書き方をしていますので、長野県、山梨県、埼玉県ですか、隣接する地域と狩猟を調整していく、捕る数を調整していくようなシステムですね、そういうものもぜひ次期計画で考えていただければと思います。

ほかにも細かいことはいろいろあるのですけれども、取りあえず以上です。

それでは、ツキノワグマの次期計画での取扱いについては事務局案で基本的に進めるということでよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、最後に資料1-1のその他になりますけれども、イノシシを救護対象から除外する ということ、それから、市街地出没に対する対応についての事務局案について御意見、御質 問をお願いいたします。

石井委員、よろしくお願いいたします。

- ○石井委員 何度もすみません。イノシシなのですけれども、実際に傷病個体として保護されたような事例はこれまでにあるのでしょうか。
- ○山﨑晃司部会長 事務局、よろしくお願いいたします。
- ○石井委員 実態はどうなのでしょうか。
- ○佐藤森林再生担当課長 佐藤でございます。

実態としましては、正直イノシシをけがをしているから救護ということはございません。 そういったところもありまして乖離しているなということで今回傷病救護から外すという考え方につながっているということです。実態はありません。

- ○山﨑晃司部会長 石井委員、よろしいですか。
- ○石井委員 分かりました。ありがとうございます。
- ○山崎晃司部会長 ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。市街地出没についても御意見 があればぜひお願いいたします。よろしいでしょうか。

今、どなたか手が、葉山委員ですね、よろしくお願いいたします。

- ○葉山委員 ちょっと伺いたいのですけれども、イノシシが救護されるという場面を想像してみると、多分管理捕獲で箱わな等に親子のイノシシが入ったときに小さなイノシシをどうするのかという場合ぐらいしか思いつかないのですけれども、その場合小さな子供のイノシシを飼い続けることは可能なのですか。その場合飼育許可を取るという形になるのでしょうか。そこをちょっと教えてください。
- ○山﨑晃司部会長 事務局、お願いいたします。
- ○佐藤森林再生担当課長 事務局の佐藤でございます。

飼養許可なのですけれども、個人にはそういったケースでは出ないというというところで、 そういった形のときに飼い続けることができるのかという御質問についてであれば、それは できませんというお答えになります。

- ○山﨑晃司部会長 葉山委員、よろしいですか。
- ○葉山委員 ありがとうございます。

基本的にイノシシの傷病保護はあり得ないということだと思います。ありがとうございました。

- ○山﨑晃司部会長 石井委員、手が挙がっているのですが、これは下げ忘れですか、それと もまた御質問、御意見でしょうか。
- ○石井委員 サルについてちょっと確認したいのです。これもこの間の東京都のレッドリストと関連するのですけれども、この2つの年代の比較でほとんどサルは変化がないということで、この間のレッドリストでちょっと私は確認し忘れてしまったのだけれども、南多摩のほうは絶滅のおそれがありますよというランクに該当していると思うのです。そのことと市街地出没はあまり関係があるとは思わないのですけれども、その評価が十分適切かどうかという問題はあるのですけれども、そのことも念頭に置いた検討というか、それをしていただきたいなというところです。市街地出没とは直接関係がないので今のままでもいいのかなと思いますけれども、一応念のためそのことをコメントしておきます。お願いします。
- ○山﨑晃司部会長 ありがとうございました。

御意見ということだと思うのですが、事務局のほうで何かございますか。

○佐藤森林再生担当課長 石井先生のほうから今、必ずしも直接関係があるわけではないけれども、南多摩においては絶滅危惧のほうではないのかというところで、そこら辺も十分配慮した上で市街地出没の検討を進めていくようにというお話でございました。そのようにそこの部分も十分考慮した上で進めていきたいと思います。ありがとうございます。

○山﨑晃司部会長 ほかの委員の方、よろしいでしょうか。市街地出没について特に今のと ころまだ御意見を伺っていないですけれども、大丈夫ですか。

それでは、資料1-1の5番目についても事務局案を基本として今後進めていくということで 御了解いただいたと判断させていただきます。

市街地出没については、今回はサル、イノシシ、シカが例示されて、クマも少し付け加えていただきましたけれども、市街地出没して一番騒動になるのはクマですので、ぜひクマのあたりも入れていただきたいと思います。

先月奥多摩でクマにGPSの発信器を付けたのです。多摩湖の北側です。今、埼玉県の長瀞まで移動しているので、次にどこに出るかということです。以前は千曲川まで行った個体もいました。また情報提供できればと思います。

それから、事務局のほうからも最初に補足していただきましたけれども、課題について、 錯誤捕獲についてもぜひ盛り込んでいただければと思いますので、よろしくお願いいたしま す。

それでは、課題については御質問、御意見はここまでとさせていただきたいと思います。 続きまして、諮問第469号第二種特定鳥獣管理計画、第二種シカ管理計画の策定についてを 審議したいと思います。事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○佐藤森林再生担当課長 佐藤です。

引き続き、今度はシカ管理計画につきまして御説明していきたいと思います。

まず、シカ管理計画の御説明に行く前に、現在のシカの被害につきまして皆さんに共有したいというところで、簡潔にですが各地点の写真を撮ってまいりましたので、御説明したいと思います。

それでは、シカ管理計画区域内の状況でございます。

今、見ていただいていますAエリア、Bエリア、Cエリアというところで、雲取山周辺から東のほうは高尾山、10番の高尾山6号路は今、区域外になっておりますけれども、各地点におきまして、現在、シカによる状況を写真で撮ってありますので、見ていただきたいと思います。

まず、雲取山周辺なのですが、御覧のとおりもう林床植生はほとんどなくて、本当に土壌 浸食が懸念されるような、それくらいの状況になっているところです。

同じく雲取山でございますが、見ていただくとおり本当に刈り払っているかのような形になりまして、特定の植物だけ生えているというような形でございます。

同じく雲取山稜線部ですけれども、このようにシカが普通にいるというところで、やはり 地表のほうを見ていただきますと非常に貧弱な形になっているところです。

三頭山まで来るとどうだろうかというところなのですが、三頭山におきましてもこのような状況です。ムシカリ峠。

こちらは同じく三頭山なのですが、シカ柵が実は張ってございまして、黄色い点線のところはシカ柵で守られている部分ということで、本当に見ていただくとおりシカ柵の中だけ繁茂しているというところです。

これはシカ柵を真上から見ているところですが、左側が守られているところ、右側が守られていないところということで、本当にシカ柵の効果といいますか、逆に言えば、どれだけシカの食害が強烈なものかというのが分かるかと思います。

小河内峠なのですけれども、こちらのほうも見ていただくとおり本当に林床植生が全く、 ほぼ見られないというようなところです。

こちらも一応シカ柵を張ってあるのですけれども、シカ柵の中にはレンゲショウマなどが しっかり咲いているというところです。

これは小河内峠ですが、シカが食べない嫌いな植物だけ繁茂しているというところです。 川苔山のところですが、上は本当に樹冠部は青々としているのですけれども、このように 林床部は無残な状況になっているというところです。

同じくこういう状況で、ここに黄色い線が出てまいりましたけれども、いわゆるディアラインで、こちらにつきましても川苔山ですが、きれいにシカが届くところまで食べられているというところです。

こちらなのですが、地際ですが、ちょっと見えにくいかもしれませんが、黄色い点線のところできれいに上から食べられている。こちらも同じ高さでしっかり上から食べられているというところです。

御岳山のところ、こちらは柵の中ということで非常に植生が豊かなのですけれども、柵の外に出ますとこのように草刈り機で刈ったかのような一定の高さで、黄色い線が出ていますけれども、食べられているというところです。

こちらの斜面なのですが、見ていただいてお気づきかもしれませんが、ざっと4本すぐに 獣道ができて、ここのわずかな斜面においてももう4本の獣道が確認できるところです。

こちらですけれども、産業労働局の主伐事業、森林循環促進事業の場所なのですけれども、 下半分はよろしいわけなのですが、上のほう、黄色い点線で囲まれたところは成長が芳しく ないです。

これは造林地ですけれども、主伐事業におきましては、造林地におきましては柵が必須である、これがないと植えた翌日にはシカに食べられているというような報告も頂いております。

連行峰のシカ柵ですけれども、こちらも見ていただくと、この写真なのですが、黄色い点線で囲んだところはきれいにぱくりと食べられているところです。

陣場山なのですが、陣場山まで来るとさすがにシカ柵の外と中でそれほど違いが出てこないということで、ここまで来ればシカの影響は大分少なくなってくるのですけれども、ただこういった場所におきましてもこういったところは全部食べられている、上から摘ままれているというところで、やはりシカの痕跡は既に出始めているという状況です。

これが高尾山6号路です。今まで見ていただいたものと比べると、本当に植生が豊かだなというところです。

これが先ほどお話もありましたけれども、レッドリストでも危惧種とされている植物なのですけれども、以前は雲取山でもこのようにごく普通に見られるような状況でした。

それでは、計画についてに戻らせていただきます。「第5期計画の評価と改定計画検討の 方向性について」、資料2でございます。

1番シカ管理計画について、2番個体数管理について、3番森林生態系の回復・保全、4 番農林業被害の軽減、そして現行の第5期計画の検証と評価を踏まえて、第6期改定計画の 検討の方向性について整理してみたので、この順番で御説明してまいります。

まず、シカ管理計画でございます。計画の背景なのですが、シカは以前は平野部にも分布 したということで地名などにも残っておりますけれども、明治以降は大幅に減少して保護対 象になったところです。平成の最初の頃は奥多摩にしかいなかったわけなのですけれども、 徐々に生息域を拡大してきている。皆様も御案内かとは思うのですけれども、平成16年に、 右側の②の写真でございますけれども、大規模な斜面崩壊が発生して、これを受けましてシ カ保護管理計画が策定されて、対策が実施されたところです。

現行計画の第5期計画の概要でございますけれども、29年4月1日から今年度末までとなっております。区域としましては、西は奥多摩町から、東は八王子市の中央道の北側までとなっているところです。生息密度はここに記載されていますとおりで、目標生息範囲につきましては平成16年当時のシカ分布線まで押し戻すというところでございました。捕獲数の目標については毎年度実施計画で設定する、あとは狩猟期間も通常2月15日ですけれども、現

在、シカに関しては2月末日まで延長しているところです。またその他の目標としましては 森林生態系の回復あるいは農業被害の軽減ということで設定したところです。

個体数管理でございます。ここにいわゆる管理捕獲と狩猟の数字を下の2つのグラフにしておりまして、それを合算した総数としまして右上に表示してございます。この白い部分なのですが、開始当初は雌ジカが多く捕れたのですが、近年は大体2対1くらいの割合で雄ジカのほうが多くなっているところです。また直近2年間、令和元年と令和2年については捕獲数700頭を超えるような数字で捕獲されているということです。

市町村別です。市町村別につきましては、今まで何といっても奥多摩町での捕獲が非常に 多かったのですが、青梅市、檜原村の捕獲が近年伸びてきているところです。また八王子市 等の東側の市町村におきましても増加傾向で、増え始めているということです。

捕獲の担い手の状況です。まず、右上の表なのですけれども、これは猟友会の年齢の構成 比率でございます。見ていただくと、20代30代40代の部分が平成27年から令和3年にかけて 大分比率が上がってきているということで、猟友会のほうでもある程度世代交代といいます か、更新が少しずつ進んでいるのかなというところです。

都における狩猟免許取得者、左側の下のグラフですけれども、近年狩猟免許を取る方が非常に増えてきている。

一方で、狩猟者登録につきましては狩猟免許の取得者に比べますと若干伸び悩んでいるかなというところです。

生息状況等のモニタリングです。区画法は最も歴史のあるといいますか、昔からやっている調査方法ですけれども、これによりますとAエリア、Bエリア、Cエリア。Aエリアにつきましては24年度以降増加傾向、Bエリアにつきましては横ばい、Cエリアにつきましては令和2年に最も高い密度を記録したというような傾向になっております。

こちらは糞塊密度なのですけれども、調査員が踏査して、そこの部分で確認されたシカの 糞塊をカウントするところです。左側、通常水源林管内を調べているのですが、今回令和2 年度はその他の、その手前の地域、Bエリア等でも実施したということです。

この左側の表示なのですが、これを見ていただくと東京都側につきましても山梨県と比較するとまだ密度的には大分低いのかなということにはなっているのですけれども、ただ雲取山周辺はかなり高密度であることが分かっているところです。

また右側の表示なのですけれども、こちらは山梨県の表示と合わせてしまうと東京都側が 全部低密度になってしまうので、判例を見ていただくと分かりますけれども、最大の密度を 20に設定して、数字の低いところでの傾向が分かるようにという形で表を作り直しています。 こちらのほうを見ますと、檜原村であるとか八王子市で比較的糞塊密度が高い場所があった ところです。

丘陵地周辺センサーカメラ調査でございます。赤の点線で囲われているところが平成28年度に調査したところでございます。令和2年度に調査したのが黄色い点線で、見ていただきますと、もう加治丘陵(青梅市)であるとか笹尾根(檜原村)などは密度的にはかなり高い撮影頻度になってきています。

また心配、懸念されるのは雌の定着でございまして、赤い色は雌なのですけれども、雌が 半分を超える比率で確認されておりまして、さらに言えば、八王子の高尾の辺りにも既に雌 が確認されているということで、このまま定着というのが懸念される状況です。

今、高尾の話をさせていただきましたけれども、高尾のエリアのセンサーカメラへの映り 込みなのですけれども、中央高速の北側と南側でセンサーカメラを仕掛けてあるわけなので すけれども、それによりますともう北側のほうは非常に急激な確認の上昇が見られ、南側に おきましても右肩上がりの傾向が見られるところです。

また誘因試験もやってみたのですけれども、冬期というところもあったのですが、見ていただくとおり赤い点がシカなのですが、今回の調査ではシカは誘因試験にはあまり誘引されなかったというか、引っかからなかったというような結果になっております。

また高尾山山頂とかで我々のほうで来訪者に意向調査というか、アンケート調査を実施したのですが、その結果としましてはシカの捕獲の実施あるいは植生保護柵の設置についてどのように思うかというようなアンケートを取ったところ、ほぼ9割の方が賛成ですよというようなお答えも頂いています。

個体数推定です。階層ベイズ法という、今、最も一般的なというか、非常に確からしいとされている方法で推定したところです。まず、全域につきましては約3,000頭から3,500頭の範囲でほぼ横ばいでここまで推移してきているということです。またAエリア、Bエリア、Cエリアという形で下のほうに3つ分けてございますけれども、Aエリアにつきましては基本的に減少傾向だったのですけれども、最近は若干増加も見られている。そしてB、Cエリアについては基本的には一貫して上昇傾向ではあるというところです。Bエリアは直近ではちょっと下がっておりますけれども、ここまでは上昇傾向であったところです。

こちらは市町村別に階層ベイズ法をかけたところです。見ていただきますとおり奥多摩町 につきましては一貫して減少傾向ではあったのですが、その他の青梅市や檜原村、あきる野 市、八王子市といったところについては終始増加の方向で来た。特に青梅市、檜原村につきましてはもう生息密度的に奥多摩町に遜色ないようなというか、奥多摩町を上回るような生息密度になっているところです。

こちらは階層ベイズ法による5キロメッシュに落としてみたのですが、平成17年と平成31年、約15年ほどたっているわけなのですけれども、この間のメッシュごとに階層ベイズ法の推定による密度を表記したところです。見ていただきますとおり奥多摩の雲取山等は密度は高いままではあるのですが、その周りといいますか、低標高域については密度の低下が進んでいるのですが、一方で檜原村あるいは八王子に関しましては密度上昇の傾向があるというところです。

こちらはVAST法というものなのですけれども、VAST法によるシカの分布でございます。こちらにつきましても基本的にはベイズ法と同様の傾向が見られておりまして、高標高域に密度が高い部分が残されている。あるいは県境であるとか市境など密度の高いままとどまっている区域が見られております。

これは将来予測でございます。階層ベイズ法によって直近3年間平均捕獲率がこのまま継続した場合ということで推定してみたところです。これによりますと奥多摩町はほぼ横ばいで、日の出町は減少、その他は微増だったり微減だったりで、あきる野市と八王子市は増加傾向ですけれども、これは周囲からの流入可能性等あるいは地域ごとに生息の増加率が違う可能性もございまして、そういったところは考慮されていないグラフでございます。

近隣県のシカ分布と捕獲状況です。東京のシカは関東山地個体群ということで山梨県や埼玉県と当然連続しているのですけれども、そういった広い関東山地個体群として見た場合というところで、こういったような形でまとめてみました。やはり山梨県とかと比較しますと東京は密度がまだ低いと言えば低いのですが、右側のグラフといいますか、絵を見ていただきたいのですけれども、赤いメッシュは100頭以上捕獲しているところなのですけれども、山梨県では東京都に隣接したところで100頭以上捕獲しているメッシュが多く見られるのと、あと下のほうに神奈川県による捕獲の数字も表にしてございますけれども、これも毎年着実に頭数が増えているところで、近県との連携体制もますます重要だなということです。

こちらは先ほど見ていただいた写真です。

レッドリストの状況です。先日発表されたのですけれども、西多摩地域の植物について絶滅危惧 I 類が10年前、前回の215種からほぼ倍の405種に増加していて、その要因としましてはニホンジカによる食害の影響が指摘されているところでございます。

長期的な影響でございます。長期的な影響というのは、シカの食害に遭ったとかいうのが 短期影響なのですが、長期的にシカの食害を受けることによって樹木が矮性化したり、枯死 したり、あるいはシカの食べない植物ばかりになるといったようなことが長期的な影響です。 長期的な影響度なのですが、ランク3、樹木に枯死個体が確認できる、あるいはシカの嫌い な植物が繁茂するというようなことで、3は黒い四角になっているのですけれども、もうこ のように非常に4割近くランク3が見られるところでございます。ランク3の次の4になり ますと、もう土壌の流出みたいなもの、土壌浸食なども危惧されるような状況になってくる ところです。

これは山梨県も含めて水源林エリアなのですけれども、こちらにつきましてもやはり広範囲にランク3が分布している状況でございます。ですのでこれ以上の悪化は、今、お話ししましたけれども、土壌浸食につながっていくおそれがあるのかなというところです。

農林業被害対策です。農業被害につきましては、突出しているのはワサビ被害でございます。シカによる農業被害はほぼワサビで、電気柵等の対策によってそれほどシカの被害はないそうです。

林業被害ですが、ほぼ青梅市と檜原村で被害が集中しているのですけれども、これは産業 労働局の森林循環促進事業におきまして、伐採して造林というような事業を今、この2つの 市町村を中心にやっていることから、どうしても被害のほうもこちらを中心に出てきてしま っているというところです。なお、令和2年度からは防護柵の設置を開始しているそうです。

それでは、第5期計画の検証と評価でございます。まず、個体数管理なのですけれども、現状としましてAエリアにつきましては3分の2程度まで減少したのですが、近年は横ばいで、かつ雲取山等の高標高域においてシカが多く残っているというおそれでございます。Bエリアにつきましては継続的に個体数が増加してきて、場所によってはAエリア同等あるいはそれ以上の密度になっているところもあります。Cエリアにつきましてはまだ密度は低密度なのですけれども、高尾地区などで明確に増加傾向が見られているということで、今後急速な増加が非常に懸念されているというところです。要因としましては、区画法等のデータからですと以前は密度の推定に限界があったのと、あとAエリア、Bエリア、Cエリアといった管理ユニットと実際の捕獲は市町村ごとにやっていただいているので、その辺の捕獲や分析の単位等に齟齬があった、あるいは当面の目標等の設定がはっきりなかったところもあるかと思います。またCエリアにつきましては、現状密度が低い中で区画を含めた対応の限界であるとか、あるいは猟友会の高齢化みたいなところの捕獲の担い手不足などが要因かと

考えております。全体的な評価としましては、第5期で設定している密度、目標とする水準、 あるいは生息範囲はもちろんですけれども、そういったところには達していない、そしてそ の実現についても見通しは立てられていないということです。

次に、森林生態系の回復、保全についての検証・評価です。現状としましては、先ほどもレッドリストを御説明させていただいたり、写真も見ていただいたのですが、下層植生の状態は改善されていないということで、表土流出の危惧すらもあるというところです。レッドリスト種の増加もあるということで、植生悪化は残念ながら拡大してしまっています。要因としましては、シカの密度の高い状態が長期間継続したことによって、このような状況になっているのだと考えております。評価なのですけれども、シカの食害が軽減されておらず、林床植生が非常に貧弱であったり、今後の表土層の劣化が継続するということで、残念ながら森林生態系への影響が拡大しているという評価でございます。

最後に、農林業被害防除に関しての検証・評価ですけれども、農業被害につきましては先ほどワサビ被害が突出してあったところではあるのですが、農地周辺の電気柵等の設置などもありまして、農業被害的には一定の対応ができているのかなというところです。一方で、林業につきましては造林したところに非常に被害があるということで、今後も森林に対しての防護柵の設置はほぼ必ず必要になってくるのかなというところです。要因としましては、Bエリアの密度が下げられていないというところで、農業対策については一定の効果があるという評価なのですが、林業対策については今後造林する場合にはシカ柵の設置は必ず、マストなものになっていくというところでございます。

第6期計画改定に向けて検討の方向性でございます。今後の基本的な考え方でございますが、まず到達目標の設定でございます。当面の到達目標、第6期計画期間中、あるいはこれからの向こう10年間の到達目標についてでございます。こちらにつきまして個体数の目標、管理ももちろんなのですけれども、それだけでなく森林生態系の保全・回復であるとか農林業被害の軽減という項目というか、そういった視点からの到達目標の設定を考えていきたいと思っております。

また計画的な捕獲実施と効果測定の仕組みづくりということで、現在、Aエリア、Bエリア、Cエリアという管理ユニットとなっておりますけれども、ここにつきましても必要に応じて管理ユニットの修正であるとか、あるいは捕獲目標につきましてもいついつまでに生息数をここまで落としていくという目標に向かって具体に何頭捕獲が必要なのだといったような設定についても必要なのかなと思っております。また計画的なモニタリング及び個体数推

定の実施ということで、毎年度評価・検証ができるように、そういった個体数推定の取組み の評価ができますように計画的な調査項目の設定をしていきたいと思っております。

最後に、検討すべき対策でございます。まず、管理区域全域における捕獲強化ということで、現在、猟友会の皆さんに捕獲をやっていただいているわけなのですけれども、そこの捕獲の支援拡充ということで、我々としましても調査、モニタリングにおいていろいろなデータが集まりつつありますので、それの見える化といいますか、市町村の捕獲の力になれるような情報提供をしていきたいと思っております。また補助金等につきましては産業労働局とお話ししていかなければいけないのですが、そういった部分での支援等もやっていければなというところです。

また2つ目としましては、シカの再生産の効果的な抑止ということで、雲取山を初めとした高密度地域における捕獲強化、そして何といってもやはり実際に雌ジカの捕獲をどう進めていくのか、そして造林地対策の強化、産業労働局の事業の部分での対策でございます。

最後に、新たな対策区域の拡大防止ということで、ここまで何回かお話しさせてもらっていますが、高尾地域の出没が近年非常に懸念されているので、ここで定着・拡大する前に高尾地区からいかに低密度に排除していくのかというところで、高尾地域の対策検討が検討すべき対策としての3つ目と考えております。

説明は以上でございます。

○山﨑晃司部会長 御説明ありがとうございました。

ただいまの御説明ですけれども、これまでのシカのモニタリングデータの御説明、それから、現行の計画の評価、そして次期計画についての方向性、課題ということだったと思います。東京都の場合、モニタリングをかなりしっかりやっているということがよく分かりますけれども、目標達成という部分ではなかなか厳しい闘いをしているのかなと。さらに高尾というまだきちんとした下層植生があるところも危うい状態になってきているということだったかなと思います。

それでは、委員の皆様方から、特に順番はありませんので、御意見、御質問を頂ければと思います。よろしくお願いいたします。林業被害とか農業被害、ワサビ田ですけれども、そういう話もありましたので、例えば山﨑靖代委員、あるいは相原委員、いかがでしょうか。相原委員、よろしくお願いいたします。

○相原委員 私は東京都農業会議という農業団体なのですけれども、市町村に置かれる農業 委員会という農家の代表の皆さん、行政委員会なのですけれども、そちらの都段階の組織に なっておりますが、今のお話を伺いまして、第5期計画の検証・評価で農林業被害防除ということで、農業対策のほうではワサビの被害は残るということですけれども、農地周辺のネットだとか電気柵の設置で一定の効果があるということで、これは非常にありがたいことであります。農業側の話になるわけですけれども、やはり今後も引き続き産業労働局の農林水産部とも連携をしていただいて、こちらの強化をしていただきたいということで、何としても予算等の確保も、農家1人では解決できない問題ですので、この辺りも力を入れてお願いをしていきたいという部分があります。

それから、ワサビ田だとかそういったものもかなり若い人が意欲的に入ったのですけれども、自然災害でそちらのダメージも結構あったりして苦しんでいる部分もありますので、その人が先に辞めるか、シカが先にいなくなるかということもあろうかと思いますので、その辺も検討していただきながら計画に位置づけていただければと思います。

あと西多摩のほうなのですけれども、平場に新規就農といいまして農業をやりたい人が割と増えてきていまして、私どもは新規就農の対策であきる野市ですとか八王子市とかどうしても地価の安い西多摩地域でそういう農業を始めているわけですけれども、かなり人数も増えてきている中でこういうシカの被害が多くなるのは、やはり今、食いとめておいていただいて、平場のほうというか、農業ができている環境のところには及ばないような対策をしていただく形も必要かなということで、毎年私どもは農林水産部のほうなのですけれども、要請要望活動をさせていただいておりまして、緊急的に対策を講じていただくとか、数を減らす対策をしてくださいといったような農家からの声がたくさん寄せられていますので、そういった点もこちらの場で発言させていただきたいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

- ○山﨑晃司部会長 御意見ありがとうございました。事務局のほうから何か付け加えることはございますか。
- ○佐藤森林再生担当課長 御意見ありがとうございます。

何といいましても産業労働局と密に相談というか、連携しながらということと、あとお話がありましたシカ自体を減らすというところが肝要になってくると思いますので、シカを減らす取組みについてきちんと進めていきたいと思っております。どうもありがとうございます。

○山﨑晃司部会長 よろしいでしょうか。
ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

ちょっと本筋とはずれるのですけれども、先ほどの御説明の中で狩猟免許の取得者は増えているけれども、登録者が増えないという話もありました。捕獲の担い手ということでかなり課題があるなと感じているのですけれども、この辺りで宮下委員は何か情報とか、あるいは御意見をお持ちではないでしょうか。

○宮下委員 私も実際東京都の狩猟免許試験をお手伝いしているわけですけれども、銃猟に関しては、現在、銃を持っていない人でも狩猟免許を取得できる。そしてその後、銃刀法による猟銃の許可をもらうという経緯が非常に多くて、狩猟免許を受ける人は増えている、そこにちょっと矛盾があると思います。要するに猟銃に関しては所持許可を持っていなくても狩猟免許が取れる。そういう方はその後銃の取得をしなければいけないということで、その間の待遇の差が非常に長期間にわたっているのではないかと思います。通常であれば半年1年で取得できるものが、1年たっても2年たっても取得できない。そういうことも狩猟に携われないことの1つの原因があると思います。網・わなに関しては私は専門ではないので分かりません。

あと奥多摩地域が減ったというのは重点的にやった部分もあるのでしょうけれども、隣県、 山梨、埼玉、群馬、長野の辺りと協力して一貫した上でやらないと、一都県でやっている状態であれば少ないほうにシカが逃げていくということで、そういう形もあると思います。大体そんな感じだと思うのです。

○山﨑晃司部会長 ありがとうございました。

狩猟免許と銃の所持許可の部分で齟齬があるということですかね。私の知り合いが6月の 銃所持の初心者講習を受けて落ちたと言っていました。合格率4割弱だったと言っていまし たのでかなり高いハードルになっていて、そこがボトルネックになっているのかもしれない ですね。

事務局のほうから今の御意見について何かございますか。大丈夫ですか。

では、宮下委員、ありがとうございました。

ほかの委員の方からほかの点でも結構ですけれども、御意見、御質問があればよろしくお 願いいたします。

石井委員、お願いします。

○石井委員 ありがとうございます。

まず質問なのですけれども、年次計画のほうで毎年捕獲目標の頭数、捕獲頭数の目標数値 を決めて事業を進めているということなのですけれども、これと実績の差がどのぐらいある のかなというのがデータでは示されていないので教えていただきたいことです。

それは質問なのですけれども、関連して意見なのですけれども、最後のほうで第5期の計画の評価が出ていますけれども、今のところはまだ全体的な評価ということになっていて、もう少し細かいというか、個別の事項に関して計画の成果がどうだったのかという評価をこれからしていくのかもしれませんが、する必要があるかなと思いました。そういうことができて、今、実際に現場で行っている対策のどこに問題があって、どこを改善していく必要があるのかということに話がつながっていくと思うので、もう少し細かいと言ったらいいのか、具体的な項目についての評価を、もしあまりはっきりした予定がなければしていただきたいなと思いました。

それともう一つ細かいことになるのですけれども、例えば計画のエリアとしてABCと分けていますけれども、AとBについては現状よりも目標の密度まで下げるという課題になっているわけですけれども、Cのところはこれは今、もう定着が始まってしまっているわけですけれども、定着させないというところが目標になると思うので、何かやり方が大分違うと思うのです。対策の仕方が。そこら辺も目標を明確にして、そうすると手法もいろいろ違ってくると思うので、その辺りの検討が必要になってくるのかなと思いました。この部会は全体的な話をするところなので、私はシカは専門ではないので、コメントできるのはそのぐらいなのですけれども、計画は専門部会と検討会があって、そちらで具体的な中身の詰めをやっていくと思うのですけれども、そちらのほうで今、私が漠然と述べたようなことをもう少し細かく議論して検討していただくといいのかなと思いました。

コメントとしては以上です。最初の捕獲目標と実績の違いというのか、どのぐらい目標が 達成されたかという辺りをもし分かれば教えていただきたいと思います。

○山﨑晃司部会長 御質問、それから御意見をありがとうございました。

捕獲目標と実際の捕獲数はデータがあると思いますけれども、事務局のほう、いかがでしょうか。

○佐藤森林再生担当課長 事務局でございます。

まず最初の捕獲目標に対して実績はどうだったのかというところなのですけれども、令和 2年度に関してお伝えしますと、捕獲目標としては650頭という目標としていたのですけれど も、それに対しまして捕獲数としましては487頭という頭数になっております。ただ、これは 管理捕獲でございまして、ここに狩猟を加えるのは妥当ではないのかもしれませんが、狩猟 も合わせた頭数としましては先ほどお話ししましたとおり700頭を超えている捕獲数となっ ているところではあります。もし御希望でしたらば、後ほどになるかもしれませんが、ほか の年度についても先生のほうにお伝えできるかと思います。

それと2点目の第5期の評価につきましてもう少し個別にといいますか、評価をしていないの、しなくてはいけないのかなというお話なのですけれども、それにつきまして実はやってございまして、今日ここの場では資料としてはお示ししていませんけれども、第5期の計画でこういう形で取り組んでいく一つ一つの事項に対しまして、現時点でここまで進んだとかいった個別の評価はやってあるところでございます。そこについても部会などでは参考資料としてお示しもして、委員の皆さんに見ていただいているところです。

最後、3点目で、先生の今のAエリア、BエリアとCエリアではちょっとアプローチが違うのではないのかなというというお話でございました。それは全くそのとおりだなと我々も認識しておりまして、特にCエリアにつきましては定着拡大が非常に懸念されているところではあるのですが、一方で、今のところまだ低密度である。その低密度の中での捕獲が手法も含めてなかなか難しいなという認識を持っております。そこで今後特に高尾地区という部分もあるのですけれども、そういった現時点で低密度なところへの効果的な取組みであるとか、あるいは現在高密度であるAエリア、Bエリアでの取組みはアプローチが違うということはしっかり認識して、これから部会・検討会のシカ管理計画のほうで先生方の御意見も伺いながら進めてまいりたいと思っております。

- ○山﨑晃司部会長 事務局、御説明をありがとうございました。 石井委員、これでよろしいですか。
- ○石井委員 大体というか、分かりました。結局目標と実績みたいなものがどうしてもギャップが出てくるわけですよね。あと頭数的には目標に達していても、本当に減らしたいところであまり捕れなかったとかいうこともあるので、ギャップがはっきりすれば対策の改善にもつながっていくと思うので、当然そういうアプローチをされるのだとは思いますけれども、そういうふうにやっていただければと思いました。

取りあえず以上です。ありがとうございます。

- ○山﨑晃司部会長 ありがとうございました。
  - 葉山委員も挙手されていますので、御意見をどうぞ。
- ○葉山委員 以前環境省の資料で見たのですけれども、東京都は指定管理鳥獣捕獲事業者の数が5団体以上あって、かなり活用されているのかなと思うのですけれども、そこがうまく活用できているのか、特に低密度のところで捕獲するというのは狩猟では非常にモチベーシ

ョンが出にくいところですので、うまくそういう事業者が活用できているのかどうか、印象 でも結構ですので教えていただければと思います。

- ○山﨑晃司部会長 事務局のほうで認定捕獲事業者のことについて御説明をお願いします。
- ○佐藤森林再生担当課長 事務局です。

まず、都内における認定事業者なのですけれども、7事業者認定してございます。東京都としまして現在、まだ指定管理鳥獣捕獲等事業については導入していないので、都としてその認定事業体に何か捕獲を委託するとかいうところは現在していないです。ただ、今、まさにお話がありましたとおり低密度の場所での捕獲が我々も非常に難しいという部分、あるいは非常に自然環境保全的には重要な場所なのだけれども、なかなか足がそこまで伸びないというか、届かない高標高域での捕獲が課題としてもちろん残っているところでありまして、そういったところにつきまして認定事業体のようなスキルのあるといいますか、現在、もちろん地元の市町村とも十分入念に調整した上でそういった事業体の力を活用することも検討を進めています。

以上です。

- ○葉山委員 ありがとうございました。
  - 鳥のほうでもかなりシカの影響が出ておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。
- ○山﨑晃司部会長 まだ少しお時間がございますけれども、今、どなたか手を挙げたような、 よろしくお願いします。
- ○千田計画課長 すみません、事務局の千田でございます。

山﨑靖代委員の通信環境が悪いために、御意見を頂いているのですけれども御発言ができませんので、私が代読させていただきます。

シカの管理計画に関しましては、立川にあります農林水産振興財団が青梅線の軍畑駅の近くの北側に設置したカメラには、ニホンジカが10頭以上映っていたということでございました。青梅線によくこういうシカの事故があるということで、ニホンジカの存在も決して珍しいものではなく、日常的な存在であります。都心に比べて人は少ないですが、同じ東京ということで人が生きていかなければならない場所であることを認識していただきたい。渋谷でサルが出たらニュースになると思うのですが、こちらで同じ状況になってもニュースにはなりません。データだけでは見えない部分があると思いますという御意見を頂戴しております。以上でございます。

○山﨑晃司部会長 代読ありがとうございました。

今の山﨑委員の御意見に対して、何か事務局のほうでございますか、それとも御意見として伺っておくということでよろしいですか。

○佐藤森林再生担当課長 御意見ありがとうございます。青梅のほうでむしろシカは多いと考えておりまして、もしかしたら先ほどのこちらで御提示した資料で、こちらはサルなのですけれども、青梅のほうにあまりいないように見えるというお話も山﨑靖代委員からあったようですけれども、すみません、ここの資料の確認をさせていただきますが、我々としては青梅のところにシカであるとか、あるいはサルであるとか、そういった野生鳥獣が少ないとは全く考えていなくて、当然多いので対応していかなければいけないという認識でございます。

以上です。

○山﨑晃司部会長 事務局からの御説明をありがとうございました。

もしかすると山﨑委員は聞こえていないかもしれませんので、また後ほど事務局のほうから文章ですか、メールですか、もし聞こえていらっしゃらない場合は回答ということでお送りいただけるのかなと思っております。

山﨑委員への御質問ですか。では、事務局から御質問があるということですので、よろしくお願いいたします。

○佐藤森林再生担当課長 事務局でございます。

葉山委員、ちょっと聞き間違いでなければなのですが、先ほど野生の鳥のほうにもシカの 影響が現れているよという発言がたしかあったように思うのですが、そこの具体的な影響の 部分をお話しいただければと思うのですけれども、よろしくお願いします。

○葉山委員 多分東京都のレッドリストの検討会のほうで一緒に事業を行っているバードリサーチの植田さんからも報告があったと思うのですけれども、私どもは環境省のモニタリングサイト1000という鳥の調査をやっておりまして、東京ですと鷹ノ巣山の山頂付近で5年前に調査をやったときは下層植生は大分少なくなって、スズタケの枯死が始まりかけていた。昨年調査をやったときはほとんど林床はなくて、スズタケも全部枯れてしまっていた。そうするとやはりやぶに巣をつくるウグイスですとか、あそこですとコルリという鳥が減って、その後今度はそういう鳥に卵を産む、托卵するホトトギスも減っているような結果が東京でも起きているということで、心配しているところです。

- ○佐藤森林再生担当課長 ありがとうございます。よく分かりました。
- ○山﨑晃司部会長 ほかの委員の方から違うことでも結構ですけれども、御意見や御質問は

ございますか。

特にないようでしたら、シカの管理計画についてはここまでとしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、特に追加の御意見、御質問がないということでしたら、委員の皆さんの御審議はここまでということにしたいと思います。今日委員の皆さんから頂いた御意見については 事務局のほうで次回の部会までにまとめて御提示いただければと思います。

○千田計画課長 事務局でございます。

すみません、もう一点、山﨑靖代委員から鳥獣の管理計画の点でも御意見がありましたので、私から代読させていただきます。

鳥獣保護管理計画の件なのですけれども、資料1-4の図2.3でサルの分布のところがあったかと思うのですけれども、図の中では青梅市ではサルがいないように見える説明になっていたが、決してそんなようなことはありません。青梅市にもサルは存在しております。ツキノワグマも住居の近くで確認できます。カモシカも狙われないと理解しているのか、青梅線の傍らの畑で日中でも草を食べております。全体として思っているよりももっともっと重大でひどい状況であることをお伝えしたいと思います。データでは365日常時監視できているわけではないと思いますという御意見を頂いております。

山﨑先生の御意見は以上でございます。

- ○山﨑晃司部会長 山﨑委員からの御意見ということでよろしいですか。
- ○千田計画課長 はい。
- ○佐藤森林再生担当課長 すみません、事務局の佐藤なのですけれども、今、共有させていただいている資料1-4の図2.3のニホンザルの群れの分布状況を恐らく山﨑委員は見られていると思うのですけれども、ここはそもそも調査に入っていないというだけで、ここにいないということではなくて、このプロットが入っている市町村について調査をしたというところでございます。青梅市にいないということでは全くないです。すみません、その辺りの御説明がちょっと足りなかったかもしれません。

山﨑委員の御質問については以上でございます。

あと先ほど御説明していなかったと思うのですけれども、今後のスケジュールについてま だ御説明していなかったので、そこを御説明させていただいてよろしいでしょうか。

すみませんが、このまま資料3の今後のスケジュールでございます。今後のスケジュール についてちょっと御説明させていただきます。 今回御検討いただく鳥獣保護管理事業計画、そしてシカ管理計画の今後の策定スケジュールなのですけれども、鳥獣部会は全部で3回予定しておりまして、今回が第1回目となります。10月下旬に第2回目、来年1月に第3回を予定しております。

今回は東京都の方針について御説明いたしまして御意見を頂いたところで、第2回目はパブリックコメントに向けた事業計画の素案について、第3回は答申案ということで御検討いただきます。

なお、シカ管理計画につきましては鳥獣部会とは別にそれぞれ専門部会、そしてシカ管理 計画検討会の検討を経まして、部会本審に諮ってまいります。次回の鳥獣部会まで若干間が 空きますけれども、その間事務局で検討を進めますとともに、もし御了承いただければ委員 の皆様にはメール等で御相談させていただくなどして、円滑に検討を進めてまいりたいと思 います。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○山﨑晃司部会長 事務局からの御説明ありがとうございました。

今のは今後の予定ということでよろしいですか。

千田課長からは特にもう御説明はなくてもよろしいですか。分かりました、それでは、千田課長、お願いいたします。

○千田計画課長 最後になりますけれども、冒頭御説明させていただきましたが、本日で第 24期の鳥獣部会は最後ということになります。ですので今日御審議いただきました諮問第468 号第13次東京都鳥獣保護管理計画事業計画の策定についてと諮問第469号第二種特定鳥獣管理計画(第6期東京都第二種シカ管理計画)の策定について、この2項につきましては次期の第25期の鳥獣部会において審議を継続させていただきたいと存じます。

以上でございまして、本日は本当にお忙しい中、委員の皆様には御審議いただきまして、 誠にありがとうございました。

私からは以上ございます。

○山﨑晃司部会長 それでは、以上をもちまして第2回の鳥獣部会は閉会とさせていただきます。御参加いただきました委員の皆様方、ありがとうございました。